

# 八千代市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (概要)

## 1. 基本的事項

### (1) 基準年度/目標年度

国は、令和2年(2020年)以降の新たな温室効果ガス削減に向け、令和12年度(2030年度)を目標年度として掲げており、それに応じて千葉県も「千葉県地球温暖化対策実行計画」(令和5年3月策定)において、令和12年度(2030年度)を目標年度と定めています。

本市も目標年度を令和12年度(2030年度)と定め、国・県と一体となり温暖化対策に取り組んでいくことを目指します。なお、温室効果ガス削減目標を設定するための基準年度についても国・県と同様に平成25年度(2013年度)とします。

基準年度	平成25年度(2013年度)
目標年度	令和12年度(2030年度)

さらに長期的な目標として、本市は2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)への取組を表明し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。

### (2) 対象とする区域/温室効果ガス

この地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、対象とする区域は市域全体とし、日々の暮らしや事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

温室効果ガスの排出については、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(令和5年3月環境省・大臣官房地域政策課)」に基づき把握します。また、本計画では、八千代市として有効な対策・施策を講じられるかについて勘案し、二酸化炭素等の温室効果ガスを対象とします。

## 2. 削減目標

目標年度である令和 12 年度（2030 年度）までの間、追加的な対策に取り組まなかった場合における市域からの BAU 排出量は、1,675 千 t-CO<sub>2</sub> と推計されますが、電気の排出係数の低減、省エネ対策、再エネ導入、吸収源対策の取組が目標通り達成された場合、基準年度として設定した平成 25 年度（2013 年度）からの目標年の令和 12 年度（2030 年度）にかけて約 40%削減できることが見込まれます。

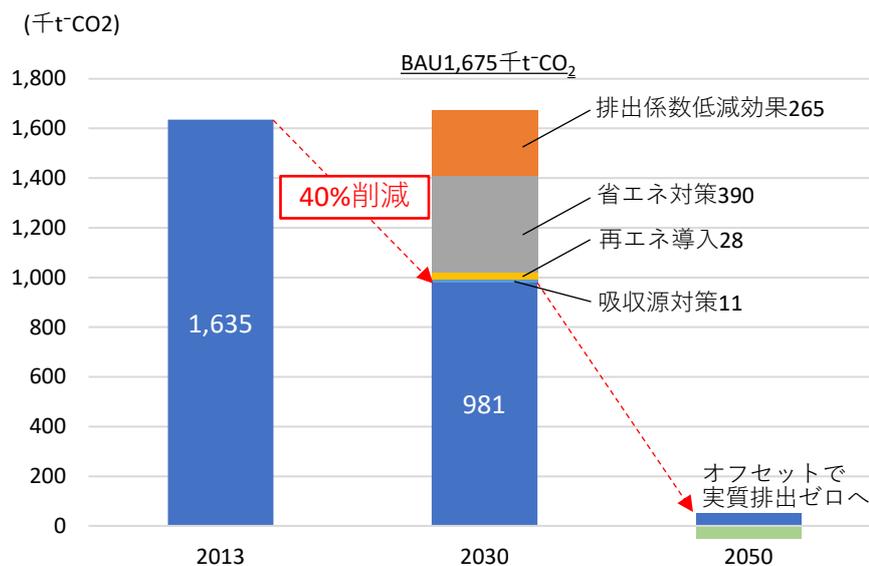


図 市域からの温室効果ガス排出量削減目標